

令和3年10月22日

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

- (1) 元請業者：株式会社摩郷 鳳珠郡穴水町字大町ロ－27
(2) 下請業者：株式会社キンセイ 輪島市町野町徳成谷内智部92-1

2 指名停止期間

- (1) 株式会社摩郷
令和3年10月22日 から 令和3年11月11日まで (3週間) ※
(2) 株式会社キンセイ
令和3年10月22日 から 令和3年11月 4日まで (2週間)

3 指名停止事由

令和3年10月12日、奥能登土木総合事務所発注の「主要地方道 輪島富来線 道路災害防除工事(上中工区)(法面工その2)」において、下請業者が法面の吹付モルタルの取り壊し作業を行っていたところ、上部の浮石が落下し、作業員の左薬指が浮石と作業工具の間に挟まれ、指を切断した。

穴水労働基準監督署は、10月19日、労働安全衛生法違反による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

※ 以前の指名停止期間の満了後1箇年を経過していないため、指名停止の期間を1.5倍とする。

土木部監理課 入札・契約G
担 当 大野
内 線 5023
外 線 076-225-1712